

基幹統計調査の承認の状況

(令和 6 年 3 月分)

令和 6 年 4 月 17 日
総務省政策統括官(統計制度担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
船員労働統計調査	国土交通大臣	<p>以下のとおり、調査計画を変更</p> <p>① 調査方法の変更 政府統計共同利用システムによる報告を追加するとともに、国土交通省オンライン申請システム及びFAXによる報告を廃止（令和6年調査から）</p> <p>② 調査の実施期間の変更 毎年12月1日～翌年2月末日が実施期間となっている漁船の調査（第2号調査）について、令和六年能登半島地震の発生を受け、石川県の2市町における令和5年分調査の実施期間を後ろ倒し（調査票の送付が可能となり次第、調査を開始し、調査票の提出期限を令和6年4月30日とする）</p>	R6.3.28
自動車輸送統計調査	国土交通大臣	<p>令和六年能登半島地震の発生を受け、以下のとおり、調査計画を変更</p> <p>○ 調査票の提出期限の変更 第3号様式調査（一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業を営む事業所を対象）について、石川県の4市町における令和6年2月分及び3月分調査の調査票の提出期限を調査月翌月15日から令和6年4月30日に後ろ倒し</p>	R6.3.29

(注) 本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、統計法第9条第4項ただし書に規定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかったものを整理している。